

2022年6月9日

株式会社 FOOD & LIFE COMPANIES

国内スシローにおけるキャンペーンの一部広告表示に関する措置命令についての お詫びとお知らせ

株式会社 FOOD & LIFE COMPANIES の子会社である株式会社あきんどスシローは、本日、同社が展開するスシロー全店において、2021年9月から12月にかけて実施したキャンペーンにおける広告表示に関して、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）第5条第3号に違反するとして、消費者庁から景品表示法第7条第1項に基づく措置命令を受けました。

お客さまには大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。また、この度の措置命令を真摯に受け止め、再発防止に努めてまいります。

1. 消費者庁に認定された事実

(1) ア. 2021年9月8日～20日まで実施したキャンペーン「世界のうまいもん祭」（以下「本件企画①」といいます。）において提供する19商品の内のひとつである、「新物！濃厚うに包み」という商品（以下「本件料理①」といいます。）を提供するにあたり、テレビコマーシャル、スシローのホームページ、店頭などにおいて「新物！濃厚うに包み 100円（税込 110円）」「9月8日（水）～9月20日（月・祝）まで！売切御免！」等と表示するなど、9月8日～20日までの間、本件料理①を提供する旨の表示をしておりました。

また、2021年9月8日～10月3日まで「匠の一皿 独創／とやま鮭し人考案 新物うに 鮭し人流 3種盛り」というキャンペーン（以下「本件企画②」といいます。）において、「とやま鮭し人考案 新物うに 鮭し人流 3種盛り」という商品（以下「本件料理②」といいます。）を提供するにあたり、スシローのホームページ、店頭などにおいて9月8日～17日までの間、「とやま鮭し人考案 新物うに 鮭し人流 3種盛り 480円（税込 528円）」「9月8日（水）～10月3日（日）まで 売切御免！」等と表示するなど、9月8日～10月3日までの間、本件料理②を提供するかのように表示しておりました。

イ. ところが、本件料理①の材料であるうにが本件企画①実施期間中に早期に完売する可能性があるかと判断したため、実際には9月14日～17日までの4日間は本件料理①の販売を停止し、各店舗において販売を行っていませんでした。

また、本件料理②の材料であるうにが本件企画②実施期間中に早期に完売する可能性があるかと判断したため、実際には9月18日～20日までの3日間は本件料理②の販売を停止し、各店舗において販売を行っていませんでした。

- (2) ア. 2021年11月26日～12月12日まで実施したキャンペーン「冬の大感謝祭 冬のうまいもん」というキャンペーン（以下「本件企画③」といいます。）で提供した9商品の内のひとつである「冬の味覚！豪華かにづくし」という商品（以下「本件商品③」といいます。）を提供するにあたり、11月24日～12月10日までの間、スシローのホームページ、店頭などにおいて「旬 冬の味覚！豪華かにづくし 780円（税込 858円） 一日数量限定」「新登場の『三重尾鷲ぶりとろのレアしゃぶ』や、スシローとっておきのかにを集めた『冬の味覚！かにづくし』など、冬の味覚を満喫！今だけの旨さを是非ご賞味ください！」「対象期間 2021年11月26日（金）～12月12日（日） 期間限定！売切御免！」等と表示するなど、11月26日～12月12日までの間、本件料理③を提供するかのように表示しておりました。
- イ. ところが、実際には本件料理③が予想数量を超えた売れ行きとなってしまう、早期に完売となってしまう店舗が発生し、一部店舗において本件料理③を提供するための準備ができていないにもかかわらず、かかる表示を中止するなどの措置を講じておりませんでした。

2. 措置命令の内容

- (1) 上記の事実について、消費者庁長官の承認を受けた方法にて一般消費者に周知徹底すること
- (2) 今後、当該商品または同種の商品の取引に関し、同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、役員・従業員に周知徹底すること
- (3) 今後、当該商品または同種の商品の取引に関し、同様の表示をしないこと
- (4) (1)、(2)に基づいて行った措置を消費者庁長官に報告すること

3. 原因

- 本件企画①及び本件企画②の実施にあたりましては、スシローがこれまでに実施してまいりましたキャンペーンでの販売実績などから算出した、販売予想数量以上の在庫を用意しておりましたが、本件料理①及び本件料理②につきお客様よりかかる予想をはるかに上回るご愛顧をいただき、早期に在庫が不足することが予見される事態となってしまいました。
- 本件企画①及び本件企画②の実施にあたりましては、各店舗の店頭に掲示したポスターなどにおいて、「一日数量限定」「売切御免」「商品の入荷状況、売れ行き状況により早期完売となる場合がございます」などの告知をさせていただき、かつ、全店舗の店頭において「商品の入荷待ち」であることの告知はさせていただいておりましたが、ホームページや店頭での表示について停止するなどの措置をとらないまま、一部期間において本件料理①及び本件料理②の提供を中止し、お客様への告知として不十分なものとなってしまいました。
- また、本件料理③につきましても、本件料理①及び本件料理②と同様に販売予想数量として十分な在庫を用意しておりましたが、こちらにつきましてもお客様より予想をはるかに上回るご愛顧をいただいた結果、早期に完売する店舗が発生してしまいました。通常、かような事態が発生した場合、ホームページや店頭での表示を停止しなければならないところ、本件料理③についてかかる表示を停止するという運用が徹底されておらず、結果としてお客様への告知が不十分なものとなってしまいました。

4. 今後の取り組み

今回の措置命令を真摯に受け止め、消費者庁と調整のもと、広告表現の見直しや景品表示法に関する研

修などを実施し、再発防止に努めてまいります。

本件に関する「お客さま」からのお問合せ先

株式会社 FOOD & LIFE COMPANIES コーポレートコミュニケーション部 カスタマーサポート課

電話：06-6368-1012（土日祝除く平日 10～17 時）

メール：cs@food-and-life.co.jp

本件に関する「報道関係」の方からのお問合せ先

株式会社 FOOD & LIFE COMPANIES コーポレートコミュニケーション部 広報課

電話：06-6368-1012（土日祝除く平日 10～17 時）

メール：press@food-and-life.co.jp